

# -資料編-

# 1 鳴門市環境基本条例

平成 13 年 3 月 27 日条例第 25 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等(第 7 条—第 9 条)

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策等(第 10 条—第 25 条)

第 4 章 地球環境の保全の推進等(第 26 条)

第 5 章 鳴門市環境審議会(第 27 条)

## 附則

第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、全ての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、全ての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。  
(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的、社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関(以下「国等」という。)と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保存するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、本市の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の有機的な提携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が本市の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、本市の歴史的、文化的特性を活かした快適環境が保全及び創造されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鳴門市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、鳴門市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等を明らかにするための報告書を定期的に作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第11条 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導の措置)

第12条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第 13 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第 14 条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、さまざまな水生生物をはぐくむ清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 15 条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第 16 条 市は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的、文化的遺産の保全と活用を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第 17 条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及びなぎさの保全)

第 18 条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光・産業等において重要な役割を果たしている美しい海及びなぎさを保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第 19 条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の防止等について、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 20 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、民間団体等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 22 条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 23 条 市は、第 21 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切な情報を提供するように努めるものとする。

(調査等)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のために必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(施策の調整等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 4 章 地球環境の保全の推進等

第 26 条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第 5 章 鳴門市環境審議会

第 27 条 市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、鳴門市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

7 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 計画の経緯

### 2.1 計画策定の経緯

#### 2.1.1 鳴門市環境審議会の経緯

表 2.1 平成 14（2002）年度 鳴門市環境審議会の経緯

	開催日	審議内容
第 1 回	4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鳴門市環境基本計画の策定について</li><li>・ 平成 14 年度の進め方について</li><li>・ 市民参加について</li><li>・ アンケートの実施について</li></ul>
第 2 回	7 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 1 回 環境ワークショップ（市内視察と市の環境課題についてのグループワーク）のグループのとりまとめ等を委員が担った。</li></ul>
第 3 回	8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境ワークショップ実施報告</li><li>・ 自然環境調査実施概要</li><li>・ 市民環境アンケート中間報告</li><li>・ 鳴門市の環境の現状と課題</li><li>・ 今後の進め方</li><li>・ （仮称）「鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自動車の適正な処理に関する条例及び同条例施行規則」（案）について</li></ul>
第 4 回	10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ アンケート集計結果について</li><li>・ 第 2 回環境ワークショップについて</li><li>・ 計画の枠組みについて</li><li>・ 市民会議について</li></ul>
第 5 回	12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 2 回環境ワークショップについて</li><li>・ なると環境新聞の発行について</li><li>・ なると環境市民会議について</li><li>・ ホームページでの情報公開について</li><li>・ 計画のたたき台について</li></ul>
第 6 回	3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ なると環境市民会議の実施について</li><li>・ 庁内策定会議等の実施について</li><li>・ なると環境新聞（学校版）の発行及び配布について</li><li>・ 自然環境基礎調査（中間報告）について</li><li>・ 計画のたたき台について</li></ul>

表 2.2 平成 15（2003）年度 鳴門市環境審議会の経緯

	開催日	審議内容
第 1 回	5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なると環境市民会議の実施について</li> <li>・ 庁内会議の実施について</li> <li>・ なると環境新聞の発行について</li> <li>・ 環境シンポジウムの開催について</li> <li>・ 計画内容について</li> </ul>
第 2 回	7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なると環境市民会議の実施について</li> <li>・ 庁内会議の実施について</li> <li>・ 環境シンポジウムの開催について</li> <li>・ 計画内容について</li> </ul>
第 3 回	11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境シンポジウムの開催について</li> <li>・ 鳴門市環境基本計画（素案案）について</li> </ul>
第 4 回	11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なると環境シンポジウム 2003 への参加</li> </ul>
第 5 回	2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳴門市環境基本計画（案）について</li> <li>・ 答申（案）について</li> </ul>

### 2.1.2 なると環境市民会議の経緯

表 2.3 平成 15（2003）年度 なると環境市民会議の経緯

	開催日	審議内容
第 1 回	2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱式</li> <li>・ 環境基本計画、計画策定の経緯と今後の予定について</li> <li>・ 自己紹介</li> <li>・ 委員長、副委員長の選任</li> <li>・ ポイ捨て条例について</li> </ul>
第 2 回	3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳴門市の環境問題に関する自由意見交換</li> </ul>
第 3 回	4 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の進め方について</li> <li>・ 課題テーマごとの意見交換（ごみ問題、自然環境、まちづくり、環境教育・市民活動の 4 テーマ）</li> </ul>
第 4 回	5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマ、グループごとの報告と意見交換（ごみ問題、まちづくり、環境教育・市民活動、自然環境）</li> </ul>
第 5 回	11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民会議意見の取りまとめについて</li> <li>・ 鳴門市環境基本計画（素案）についての説明</li> <li>・ 報告</li> <li>・ 今後の市民参加について</li> </ul>

## 2.1.3 計画策定に関わるイベント等の経緯

表 2.4 計画策定に関わるイベント等の経緯

開催日	開催内容	備考
平成 14 (2002) 年 6 月~7 月	環境アンケートの実施	一般 702 人 (回収率約 35%) 小中学校・鳴門教育大学計 700 人
平成 14 (2002) 年 7 月 27 日	環境ワークショップ①	参加者数 : 37 名
平成 14 (2002) 年 11 月 23 日	環境ワークショップ②	参加者数 : 32 名
平成 15 (2003) 年 11 月 29 日	なると環境シンポジウム 2003	参加者数 : 110 名

## 2.2 計画改定の経緯

### 2.2.1 鳴門市環境審議会の経緯

表 2.5 令和 6 (2024) 年度 鳴門市環境審議会の経緯

	開催日	審議内容
第 1 回	7 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策実行計画 改定の背景とこれまでの取組について</li> <li>・区域施策編の策定について</li> <li>➢ 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の策定概要</li> <li>➢ 地域の将来ビジョン案</li> <li>➢ 将来ビジョン実現に向けたアプローチと施策</li> <li>➢ 重要施策の取り組み内容</li> <li>➢ 今後の策定作業の流れ</li> <li>・事務事業編の改定について</li> <li>➢ 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) の改定概要</li> <li>➢ 排出量の推移</li> <li>➢ 施設の種類別の排出量の内訳 (電気使用のみ)</li> <li>➢ 国及び県の実行計画</li> <li>➢ 今後の策定作業の流れ</li> </ul>
第 2 回	11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画 改定の背景と目的</li> <li>➢ 計画改定の背景と目的</li> <li>➢ 環境基本計画の構成と改定の方向性について</li> <li>➢ 第 1 回審議会の振り返り</li> <li>・環境基本計画の構成</li> <li>➢ 環境基本計画の全体像と旧環境基本計画部分の位置づけ</li> <li>➢ 環境基本計画記載内容</li> <li>・地球温暖化対策実行計画の構成</li> <li>➢ 区域施策編記載内容</li> <li>➢ 事務事業編記載内容</li> </ul>

	開催日	審議内容
第3回	3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回審議会からの修正、対応状況</li> <li>➢ 第2回環境審議会の振り返り</li> <li>➢ 掲載データの更新について</li> <li>➢ パブリックコメントの実施結果</li> <li>・ 環境基本計画の構成、答申案の審議</li> <li>➢ 環境基本計画記載内容</li> <li>➢ 区域施策編記載内容</li> <li>➢ 事務事業編記載内容</li> </ul>

## 2.2.2 鳴門市再エネ導入戦略検討協議会の経緯

**表 2.6 令和5（2023）年度 鳴門市再エネ導入戦略検討協議会の経緯**

	開催日	審議内容
第1回	11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の背景と目的</li> <li>・ 本市における再エネの現状及び見通し</li> <li>・ 温室効果ガス排出量の推計</li> <li>・ 事業実施スケジュール</li> </ul>
第2回	1月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回協議会の振り返り</li> <li>・ 将来ビジョン・脱炭素シナリオ</li> <li>・ 再エネ導入目標</li> <li>・ 重要な施策に関する構想</li> </ul>

**表 2.7 令和6（2024）年度 鳴門市再エネ導入戦略検討協議会の経緯**

	開催日	審議内容
第1回	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の背景と目的</li> <li>・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の構成</li> <li>・ 市民・事業者アンケート</li> </ul>
第2回	9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）更新箇所</li> <li>・ 環境ワークショップ実施報告</li> </ul>

### 2.2.3 計画改定に関わるイベント等の経緯

表 2.8 計画改定に関わるイベント等の経緯

開催日	開催内容	備考
令和6(2024)年4月22日~ 令和6(2024)年5月17日	市民アンケートの実施	回答件数：460件 (回収率31%、うちインターネット回答は92件)
令和6(2024)年6月3日~ 令和6(2024)年6月28日	事業者アンケートの実施	回答件数：71件 (回収率47%、うちインターネット回答は10件)
令和6(2024)年8月24日	環境ワークショップ	参加者数：22名

※詳細については、「5 市民・事業者アンケート実施概要」及び「6 環境ワークショップ実施概要」に記載。

### 3 改定についての答申

令和7年3月17日

鳴門市長 泉 理 彦 様

鳴門市環境審議会  
会長 坂 本 有 芳

鳴門市環境基本計画（なると環境プラン2004）の改定について（答申）

令和6年7月8日付け鳴環第199号で当審議会に諮問されました鳴門市環境基本計画（なると環境プラン2004）の改定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり計画改定案をとりまとめましたので答申いたします。

なお、計画改定案に記載した本市の望ましい環境像の実現に向けて、下記の事項に留意しつつ、積極的かつ継続的に施策の推進に努めるよう要望いたします。

#### 記

- ・計画の推進にあたっては、環境に対する市民の理解や関心を深めるため、情報を積極的に公開・発信し、市民に対して分かりやすい説明に努めること。
- ・地球温暖化対策実行計画に掲げた2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けて、市が率先して温室効果ガス排出量削減に取り組むとともに、市民・事業者等と協働しながら市全体の環境意識の向上に努めること。
- ・当審議会の審議の過程において、各委員から述べられた個別意見や提言について十分配慮すること。

## 4 名簿

### 4.1 計画策定

#### 4.1.1 鳴門市環境審議会委員名簿

表 4.1 平成 14（2002）年度 鳴門市環境審議会委員名簿

氏名	所属	備考
井形 晃	徳島県シルバー-大学校 講師	
石本 寛子	徳島保健所 所長	
川村 俊子	未来の子どもを守る会 代表	
木下 覺	徳島県植物研究会 会長	
金 貞均	鳴門教育大学 学校教育学部助教授	
杉本 省二	(株)大塚製薬工場 環境管理課長	
野崎 博文	鳴門市環境衛生組合連合会 会長	副会長
村田 勝夫	鳴門教育大学 学校教育学部教授	会長
村本 宜彦	ナイトライド・セミコンダクター(株)代表取締役	
米本 富美代	徳島県学校薬剤師会 鳴門支部長	

(※五十音順)

#### 4.1.2 なると環境市民会議委員名簿

表 4.2 平成 15（2003）年度 なると環境市民会議委員名簿

氏名	所属	備考
秋岡 芳郎	黒崎地区自治振興会	
赤穂 博之	リユ-アル鳴門 21 代表	
天野 大	徳島共生塾	
泉 祐自	鳴門東地区自治振興会	
磯部 慎二	-	
上田 宏	斎田地区自治振興会	
上町 泰次郎	木津神地区自治振興会	
川井 ふみ子	徳島共生塾	
久米 宏次郎	板東地区自治振興会	
佐藤 由紀	リサイクル山田	
佐野 文稔	徳島共生塾	
芝 洋征	EM 林がネットワーク徳島	
島 順次	中央地区自治振興会	

氏名	所属	備考
島田 イサオ	徳島共生塾／森林ボランティア／省エネセンター	
杉内 多恵子	－	
田淵 瀧	板東地区自治振興会環境部会	
中野 久太郎	瀬戸地区自治振興会	
長山 隆彦	鳴門西地区自治振興会	
林 一重	里浦地区自治振興会	
播磨 繁夫	川東地区自治振興会	
三浦 啓親	板東地区自治振興会企画部会／徳島共生塾	委員長
宮崎 敏明	堀江地区自治振興会	
村元 信江	花街道・地域づくりネットワーク／徳島共生塾	
山田 準一	板東ボランティアグループ	
大和 勉	－	
吉田 宏子	鳴門教育大学	副委員長
吉成 幸雄	大津地区自治振興会	
脇谷 功	桑島地区自治振興会	
渡邊 高彬	北灘地区自治振興会	

(※五十音順)

## 4.2 計画改定

### 4.2.1 鳴門市環境審議会委員名簿

表 4.4 令和 6（2024）年度 鳴門市環境審議会委員名簿

氏名	所属	備考
木下 覺	徳島県植物誌研究会 会長	
坂本 有芳	鳴門教育大学 教授	会長
福田 啓子	徳島県学校薬剤師会 鳴門支部長	
福原 博充	株式会社大塚製薬工場 総務部環境推進室長	
藤村 松男	鳴門市環境衛生組合連合会 会長	副会長
池見 直起	公募市民	
木原 資裕	公募市民	
武田 和彦	公募市民	

## 5 市民・事業者アンケート実施概要

令和6（2024）年4月～6月にかけて、鳴門市民、鳴門市内事業者を対象に環境の取り組み状況に関する市民アンケート・事業者アンケートを実施しました。有効回答数は市民アンケートが460件で回収率31%、事業者アンケートが71件、回収率が47%でした。

### 5.1 アンケートの概要

#### 5.1.1 市民アンケート

- 調査対象：令和6（2024）年4月1日時点で市に住民登録している満18歳以上の市民
- 対象人数：1,500人
- 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- 調査方法：配布方法 郵送 回収方法 郵送、インターネット
- 調査期間：令和6（2024）年4月22日（月）～  
令和6（2024）年5月17日（金）
- 有効回答数：460件（回収率31%、うちインターネット回答は92件）

#### 5.1.2 事業者アンケート

- 調査対象：令和6（2024）年4月1日時点で鳴門市内に事業所がある事業者
- 対象人数：150社
- 抽出方法：無作為抽出
- 調査方法：配布方法 郵送 回収方法 郵送、インターネット
- 調査期間：令和6（2024）年6月3日（月）～  
令和6（2024）年6月28日（金）
- 有効回答数：71件（回収率47%、うちインターネット回答は10件）

## 5.2 アンケート内容・回答数

### 5.2.1 市民アンケート

Q1：ご年齢（回答数：460件）

10代(7件),20代(29件),30代(29件),40代(58件),50代(65件),60代(95件),70代以上(175件)

Q2：お住まいの地域（回答数：460件）

撫養町(182件),里浦町(33件),鳴門町(44件),瀬戸町(34件),大津町(61件),北灘町(15件),大麻町(82件)

Q3：ご職業（回答数：449件）

経営者(15件),会社員(93件),契約社員(17件),パート/アルバイト(27件),公務員(16件),自営業(44件),専業主婦/主夫(55件),学生(13件),無職(138件),その他(22件)

Q4：環境に関する問題や取組について関心があるものにチェックをしてください。（回答数：1,377件）

地球温暖化(336件),ごみの減量(251件),河川・海等の水質汚濁(213件),環境保全(174件),大気汚染(161件),騒音・振動・悪臭等の公害(123件),生物多様性の保全(62件),エシカル消費(46件),その他(11件/生活環境、工場等の廃液、関心があるものはない、空き家の放置 等)

Q5：環境に関する問題や取組について、今後、鳴門市が重点的に取り組むべきと思うものにチェックをしてください（回答数：1,051件）

ごみの減量(240件),河川・海等の水質汚濁(209件),地球温暖化(185件),環境保全(178件),騒音・振動・悪臭等の公害(86件),大気汚染(67件),生物多様性の保全(38件),エシカル消費(35件),その他(13件/下水設備の普及、空き家の放置、生活環境の改善、海面上昇問題 等)

Q6：ご家庭で省エネや脱炭素につながる設備の導入を行っていますか。（回答数：1,101件）

LED照明(333件),オール電化(200件),エコキュート(177件),(LED照明以外の)省エネ家電(133件),断熱窓(75件),太陽光電池(66件),緑のカーテン(33件),蓄電池(23件),ZEH(5件),導入していない(51件),その他(5件/水道の蛇口への節水フィルターの設定、分からない 等)

Q7：今後、省エネや脱炭素につながる設備の導入を計画していますか（実施済み以外）（回答数：525件）

(LED照明以外の)省エネ家電(95件),LED照明(51件),断熱窓(37件),緑のカーテン(36件),蓄電池(35件),太陽光電池(20件),エコキュート(14件),オール電化(8件),ZEH(6件),計画していない(216件),その他(7件/出来ることは既にやっている、実家なのでわからない 等)

Q8：ご家庭、勤務先で省エネや脱炭素に関して意識していること、取り組んでいることはありますか。（回答数：761件）

電気をこまめに消し待機電力を節電(342件),節水対策(193件),クールビズ・ウォームビズの実施(135件),再エネ電力の購入(36件),取り組んでいない(52件),その他(3件)

Q9：省エネや脱炭素に関して計画していることはありますか（実施済み以外）。（回答数：508件）

電気をこまめに消し待機電力を節電(133件),節水対策(98件),再エネ電力の購入(39件),クールビズ・ウォームビズの実施(32件),計画していない(202件),その他(4件)

Q10：低燃費型車両の導入をしていますか。（回答数：451件）

PHVまたはHV導入(108件),EV導入(17件),導入していない(281件),自動車をもっていない(45件)

Q11：今後、低燃費型車両の導入を計画していますか。(実施済み以外) (回答数：413件)

PHVまたはHV導入(51件),EV導入(19件),計画していない(343件)

Q12：環境に配慮した行動をしていますか。(回答数：1,652件)

マイバックの活用(400件),ごみ分別の徹底(306件),マイボトルの活用(196件),市の資源ごみの集団回収への参加(156件),近距離は徒歩や自転車利用(132件),市内産・県内産食品を優先的に購入(106件),簡易包装商品の購入(90件),エコドライブ(86件),生ごみの堆肥利用(74件),再利用可能食器の利用(50件),エコラベル商品の購入(45件),取り組んでいない(5件),その他(6件/海・砂浜の清掃)

Q13：環境に配慮した行動をすることを計画していますか。(実施済み以外) (回答数：737件)

市内産・県内産食品を優先的に購入(94件),近距離は徒歩や自転車利用(92件),マイバックの活用(76件),ごみ分別の徹底(66件),簡易包装商品の購入(53件),エコラベル商品の購入(48件),マイボトルの活用(47件),市の資源ごみの集団回収への参加(46件),生ごみの堆肥利用(34件),エコドライブ(33件),再利用可能食器の利用(28件),計画していない(117件),その他(3件)

Q14：今後、地球温暖化対策として鳴門市に実施してほしい取組はありますか。(回答数：765件)

自然環境(海や山など)の保全(180件),次世代車両の購入補助(175件),次世代車両以外の設備購入補助(100件),公共施設への再エネ・蓄電池の購入(99件),デポジット・リターナブル制度(69件),セミナー・勉強会(45件),ワークショップ(29件),特になし(58件),その他(10件/ごみ収集に関すること、水素エネルギーの促進、道の舗装、海面上昇への対策等)

Q15：市がセミナー・勉強会やワークショップを行う場合、どのようなテーマを希望しますか。(回答数：425件)

家庭でできる省エネや節電の方法(110件),補助制度の活用方法(68件),ごみ減量・分別・3Rの方法(55件),学校と連携した環境教育・環境学習(54件),森林や海洋資源の保全・活用(48件),地球温暖化の仕組みや影響(38件),再エネの導入や利用(24件),エコドライブや低燃費型車両(24件),その他(4件/市の活性化等)

Q16：環境に関してご意見がございましたらお聞かせください(自由記述)。(回答数：104件)

- ボランティア用のごみ袋の配布を簡単に受けられるようにしてほしい。個人でごみを拾っている方も沢山います。
- 鳴門は海山の美しさを同時に感応でき、古来より愛でられるところです。その良さを作り上げるのは住んでいる私たちです。一人一人の暮らし方がどのように環境に繋がっているのか、子どもの時から学びそれをどのように経済活動に繋いでいくかを市民共有の意識とした学習にしたいものです。
- 水質汚濁に関して、下水道の整備に力を注いでほしい。また、本アンケートには真向から対立する事柄ではあるが、火力の強い焼却炉をクリーンセンターに導入し、分別にかかる労力を削減してほしい。
- 空き家や空き土地等の環境整備
- 鳴門市に移住して道路が非常にわるいため自転車の利用が少ないと思う。道路の整備により温暖化に貢献できる。
- 地震やゲリラ豪雨等の自然災害に対する準備の徹底を考え直して頂きたい。
- ごみ収集所において、ごみの出し方が守られていないので、市民の意識をもっと高める必要がある。ごみのポイ捨ても多く、市で対応してほしい。

等

## 5.2.2 事業者アンケート

Q1：業種（主な事業）（回答数:65）

林業・漁業(5件), 鉱業・採石業・砂利採取業(2件), 建設業(15件), 製造業(10件), 電気・ガス・熱供給・水道業(4件), 情報通信業(0件), 運輸業・郵便業(4件), 卸売業・小売業(11件), 金融業・保険業(1件), 不動産業・物品貸借業(3件), 学術研究・専門技術サービス業(1件), 宿泊業・飲食サービス業(2件), 生活関連サービス業・娯楽業(2件), 教育・学習支援業(1件), 医療・福祉(1件), 複合サービス事業(0件), サービス業（ほかに分類されないもの）(3件), 公務（他に分類されるものを除く）(0件)

Q2：拠点の所在地（回答数:55）

撫養町(29件), 里浦町(3件), 鳴門町(8件), 瀬戸町(4件), 大津町(13件), 北灘町(2件), 大麻町(7件)

Q3：規模（回答数:56）

5人以下(32件), 6～50人(30件), 51～100人(3件), 101～300人(0件), 301～500(1件)

Q4：環境に関する問題や取組について、貴団体として関心があるものにチェックをしてください。（回答数:160）

地球温暖化(35件), ごみの減量(34件), 環境保全(29件), 河川・海等の水質汚濁(26件), 騒音・振動・悪臭等の公害(13件), エシカル消費(10件), 大気汚染(8件), 生物多様性の保全(5件), その他(0件)

Q5：環境に関する問題や取組について、今後、鳴門市が重点的に取り組むべきと思うものにチェックをしてください。（回答数:146）

環境保全(29件), ごみの減量(29件), 河川・海等の水質汚濁(25件), 地球温暖化(24件), 騒音・振動・悪臭等の公害(12件), 大気汚染(10件), エシカル消費(10件), 生物多様性の保全(5件), その他(0件)

Q6：事業所、拠点で省エネや脱炭素につながる設備の導入を行っていますか。（回答数:135）

LED照明(56件), (LED照明以外の)省エネ家電(17件), オール電化(14件), 太陽光電池(12件), エコキュート(12件), 断熱窓(6件), 緑のカーテン(3件), 蓄電池(3件), ZEH(1件), 導入していない(11件), その他(0件)

Q7：今後、省エネや脱炭素につながる設備の導入を計画していますか（実施済み以外）（回答数:84）

(LED照明以外の)省エネ家電(14件), 断熱窓(10件), 蓄電池(9件), LED照明(7件), 緑のカーテン(6件), 太陽光電池(6件), オール電化(1件), エコキュート(1件), ZEH(0件), 導入していない(29件), その他(1件)

Q8：事業所、拠点で省エネや脱炭素に関して意識していること、取り組んでいることはありますか。（回答数:105）

従業員への節電の推奨(39件), クールビズ・ウォームビズの実施(28件), 節水対策の推奨(15件), 再生電力の購入(5件), 取り組んでいない(17件), その他(1件)

Q9：省エネや脱炭素に関して計画していることはありますか（実施済み以外）（回答数:84）

従業員への節電の推奨(20件), 節水対策の推奨(14件), クールビズ・ウォームビズの実施(11件),再エネ電力の購入(6件),取り組んでいない(33件),その他(1件)

Q10：事業用の車両に低燃費型車両を導入していますか。（回答数:68）

PHVまたはHV導入(18件),EV導入(2件),導入していない(47件),自動車をもっていない(1件)

Q11：今後、低燃費型車両の導入を計画していますか。（実施済み以外）（回答数:68）

PHVまたはHV導入(16件),EV導入(4件),計画していない(48件)

Q12：事業者として環境に配慮した行動をしていますか。（回答数:149）

ごみ分別の徹底(39件),廃棄物のリサイクル(35件),従業員への環境教育(17件),エコドライブ(11件),簡易包装商品の購入(8件),市の資源ごみの集団回収への参加(8件),使い捨て製品の使用自粛(7件),エコラベル商品の購入(6件),地域の環境保全活動への参加(6件),事業所の緑化(4件),自動車の使用自粛(2件),取り組んでいない(4件),その他(2件)

Q13：環境に配慮した行動をすることを計画していますか（実施済み以外）（回答数:101）

ごみ分別の徹底(19件),従業員への環境教育(13件),廃棄物のリサイクル(9件),使い捨て製品の使用自粛(9件),事業所の緑化(8件),簡易包装商品の購入(7件),市の資源ごみの集団回収への参加(7件),エコドライブ(7件),エコラベル商品の購入(4件),自動車の使用自粛(2件),地域の環境保全活動への参加(2件),取り組んでいない(14件),その他(0件)

Q14：今後、地球温暖化対策として鳴門市に実施してほしい取り組みはありますか。（回答数:99）

補助金（次世代車両の導入）(27件),補助金（次世代車両の導入以外）(23件),自然環境（海や山など）の保全(20件),環境情報の提供(13件),セミナー・勉強会(4件),環境対策に取り組む事業者の表彰(1件),ワークショップ(1件),特になし(10件)

Q15：市がセミナー・勉強会やワークショップを行う場合、どのようなテーマを希望しますか。（回答数:16）

地球温暖化の仕組みや影響(3件),家庭でできる省エネや節電の方法(2件),再エネの導入や利用(2件),エコドライブや低燃費型車両(2件),森林や海洋資源の保全・活用(2件),ごみ減量・分別・3Rの方法(2件),学校と連携した環境教育・環境学習(2件),補助制度の活用方法(1件),その他(0件)

Q16：環境に関してご意見がございましたらお聞かせください（自由記述）。（回答数:3）

- 公園や沿道の整備
- Jリーグ観戦の自家用車の制限 例えば鉄道との連携でポイント進呈など
- EV・水素自動車の普及促進のため補助金制度や充電設備等の拡充してほしい。

### 5.3 アンケートの結果概要

市民・事業者アンケートは8分野（環境に対する関心、環境に対する鳴門市への要望、省エネ・脱炭素につながる設備導入、省エネにつながる取組、低燃費型車両（EV、PHV、HV）の導入、環境配慮行動、地球温暖化対策としての鳴門市への要望、セミナーやワークショップの希望テーマ）に分けられます。それぞれの分野における回答の傾向を以下に示します。

<p><b>環境に対する関心</b></p>	<p>地球温暖化への関心が最も高い結果となりました。次にごみの減量や、水質汚濁、環境保全等の関心が高く、実生活に近い分野への関心の高さが伺えます。</p>
<p><b>環境に対する鳴門市への要望</b></p>	<p>ごみの減量や、水質汚濁、環境保全等への要望割合が高く、地球温暖化と回答した割合は「環境に対する関心」の割合に比べ減少しました。</p>
<p><b>省エネ・脱炭素につながる設備導入</b></p>	<p>LED 照明の導入が進んでおり、次に省エネ家電やオール電化の導入が見られました。今後、設備投資を計画している回答者の割合は 50%（市民）、60%（事業者）です。</p>
<p><b>省エネにつながる取組</b></p>	<p>市民の間では待機電力の削減や節水等を中心に取組が進んでおり、事業者では従業員への節電の推奨などの実施が進んでいます。追加での省エネ行動を計画している回答者の割合は 50%（市民）、60%（事業者）です。</p>
<p><b>低燃費型車両（EV、PHV、HV）の導入</b></p>	<p>アンケート回答者に占める導入率は 28%でした。うち、EV の占める割合は 3～4%でした。今後、導入を検討している割合は市民で 16%、事業者で 32%でした。</p>
<p><b>環境配慮行動</b></p>	<p>市民の間ではマイバックの活用やゴミ分別の徹底を中心に取組が進んでおり、事業者ではゴミ分別の徹底や廃棄物のリサイクルが進んでいました。</p>
<p><b>地球温暖化対策としての鳴門市への要望</b></p>	<p>省エネ設備・次世代車両導入等、設備投資に対する補助金の要望割合が高い結果となりました。補助金のほか、自然環境の保全の要望割合も相対的に見て高いと考えられます。</p>
<p><b>セミナーやワークショップの希望テーマ</b></p>	<p>市民からは家庭でできる省エネや節電の方法や補助金制度の活用の回答割合が高く、環境に関する基礎情報よりも個別具体テーマの関心が高い結果となりました。</p>

## 6 環境ワークショップ実施概要

### 6.1 ワークショップの実施概要

環境に関する意見聴取やブルーカーボンに関する啓発を目的として次のとおり、ワークショップを実施しました。

- 開催目的：参加者からの環境に関する意見聴取、環境問題に関する啓発
- 実施日時：令和6（2024）年8月24日（土）13：00～15：00
- 実施場所：旧鳴門東小学校の特別教室
- 実施内容：①温暖化についての学習 ②カードゲーム・イラスト体験 ③ディスカッション
- 参加者：親子9組（22名）

**海から学ぶ 環境ワークショップ**

8.24 土

鳴門市主催  
13:00-15:00  
参加費：無料

旧鳴門東小学校

参加申込期間 8/22 定員30名 先着順

ワークショップ内容

1. 地球温暖化ってなんだろう？
2. カードゲームに挑戦！！
3. 海の生き物をかいてみよう
4. 環境にやさしい鳴門の未来とは

会場までのアクセスMAP

アクセス

① 旧鳴門東小学校 (3校内)

② 交差点を左折後、しばらく直進すると校舎の入り口が見えます。そのまま校庭を進行してください。道が細いので注意してください。

③ そのまま校庭に進行してください。校庭右手前の校舎沿いに奥から駐車してください。(赤枠内に駐車してください。)

←参加登録は裏ページへ！！

みんなで絵をかこう！

個人情報の取り扱いについて  
ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的のみに使用し、第三者に提供することはありません。また、保存する必要がなくなった個人情報は、廃棄処分させていただきます。

問合せ先：鳴門市環境政策課  
受託先：NTTデータ経営研究所 担当：藤原 謙  
電話番号：090-1605-3647  
メールアドレス：naruto\_re@nttdata-strategy.com

図 6.1 参加者募集で使用したチラシ



(左上) 温暖化についてのお話 (右上) カードゲームをプレイする様子  
(左下) なるとの海を題材に描いた絵 (右下) ディスカッションの様子

## 6.2 ディスカッションを通じた意見聴取の結果

ディスカッションの結果、参加者からは家庭でできる具体的な環境にやさしい取組が挙げられました。その中でも、ごみの削減について最も多くの意見が得られました。

表 6.1 ディスカッションの結果

カテゴリー	取組	件数	挙げられた具体的な取組例
省エネ	電気の節約	5	エアコンのつけっぱなしをやめる
	水の節約	7	シャワーの時間を短くする/お風呂の水で洗濯する
	ガスの節約	3	お湯をなるべく使わない。
	徒歩や自転車 ・公共交通機関の利用	6-	
	地産地消の推進	1-	
廃棄物	ごみの削減	13	使えるものは最後まで使う/物を必要以上に購入しない エコバッグを使用する/水筒を使用する/フードロスを減らす 等
	ごみの分別	1-	
自然環境の 保全	海の保全	4	海でいっぱい遊ぶ/アサリを採る
	ごみを拾う	2-	
	ごみのポイ捨てをしない	2	キャンプなどに行ったときはごみを持ち帰る
	植物を植える	2-	
啓発活動	環境問題について周知する。	2	ブルーカーボンを知らない人に教える/鳴門の海を全国にアピールする
	環境問題について学ぶ。	1-	

## 6.3 参加アンケートの結果

ワークショップについての満足度は概ね高い結果であり、特にイベント構成・内容やスタッフの対応に関する満足度が高い結果となりました。

表 6.2 参加アンケートの結果（選択式回答）

	Q2.ワークショップの総合的な満足度をお聞かせください。		Q4.ワークショップの各項目の満足度をお聞かせください。				Q5.また同じようなイベントに参加したいですか。					
	とても満足	やや満足	とても満足	やや満足	普通	回答無し		とても満足	やや満足	普通	回答無し	
回答数	7	5	7	4	1	1	7	4	3	1	11	1
スコア	51/60 点 (85%)	51/55 点 (93%)	42/55 点 (76%)	46/55 点 (84%)	53/55 点 (96%)	45/55 点 (82%)						

表 6.3 参加アンケートの結果（自由記述式回答）

自由記述式	
Q3. Q2 の満足度について理由を教えてください。	カードゲームが楽しかった
	カードゲームや鳴門についてさまざまなことを知れたからよかった。
	将来の子どもたちが直面する大きな問題を早い段階で親子で学ぶことができた
	小学 2 年生の兄はお話も分かりやすかったし、カードゲームも楽しめた用です。4 才の弟には早かったと思いますが、本人は楽しんでいました。普段の生活で自分たちができることを少しずつ変えていってくれたらと思います。ありがとうございました。
	みなさんがすぐちゃんとスタッフさんがたのはなしをきいたのがすばらしいとおもった。
	カードゲームが楽しかったです。
	カードゲームが楽しかったです。地球温暖化についてとても役立ちました。
	カードゲームやイラストを描きながら海がもっと好きになりました。
	カードゲーム、お絵かきを通じて、環境のことをたくさん学びことができうれしかった。海のことをいっぱい知れた。
子供と遊びながら、環境について学ぶことができとても楽しかったです。遊びながらまなべたのでとてもよかったです。	
Q6. ワークショップについて、ご意見・ご要望がございましたらお聞かせください。	夏休み最後に少し勉強ができてよかったです。
	鳴門の海が大好きなのでキレイな海をこれからも大切にしていきたいです！
	子供の集中力が切れないちょうどよいスケジュールだったと思います。またぜひこのようなイベントに参加したいです。また参加したいです。